

第 3 6 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 3 年 5 月 2 5 日

第 3 6 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 3 年 5 月 2 5 日 (水) 1 4 時 0 0 分

2. 閉会日時 平成 2 3 年 5 月 2 5 日 (水) 1 4 時 2 3 分

3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室

4. 出席委員者の数 2 4 名 欠席者 7 名

5. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可について

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 3 号議案 非農地証明願について

第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について

報告事項 合意解約及び農業用施設届について

議長

只今より、第36回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、6番委員は病気の為、3番委員、4番委員、5番委員、9番委員、17番委員、20番委員は所用の為、欠席との連絡がっております。

出席委員は31名中24名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、12番委員、13番委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転についての許可申請の1番から4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番について、耕作面積は下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、テラー等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番について、耕作面積は下限面積に達しており、農機具はトラクター、コンバイン等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番について、耕作面積は下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4番について、耕作面積は下限面積に達しており、農機具はトラクター、田植機をリースしており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

1番について、譲受人は50年の農作業歴があります。妻と2人で農業を営んでおり、今回は自宅に隣接する農地の所有権移転のため、問題ありません。

現地調査委員

2番について、譲受人は40年の農作業歴があります。譲受人夫婦と子供の3人で農業を営んでおり、今回の申請は生前贈与のための申請ですので問題ありません。

現地調査委員

3番について、譲受人は41年の農作業歴があります。譲受人夫婦と子供の3人で農業を営んでおり、申請地は自宅前の農地です。今回の申請は生前贈与のための申請ですので問題ありません。

現地調査委員

4番について、夫婦間での生前贈与です。夫婦で農業を行っており、21年の農作業歴があります。通作時間も5分でいけるところにあり問題ありません。

議長

1番から4番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転による許可申請の1番から4番は許可することに決定します。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番の譲受人は申請地を譲受け、住宅と、物置を建築したいとのことです。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっており第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査委員

1番の申請地は東側を道路、南側は農地、西側は赤道を挟んで宅地、北側は宅地になっております。

雨水排水は水路へ放流、污水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番について譲受人は、申請地を譲受け、資材置場として利用したいとのことです。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっており、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査委員

2番の申請地は、東側を道路と宅地、南側は赤道を挟んで農地、西側は赤道を挟んで宅地、北側は農地になっております。

雨水排水は自然流下および水路放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番について賃借人は、申請地を借受け選果場と、事務所を建設したいとのことです。

申請地の選果場部分は農業用施設用地で、農業振興地域内の農用地となり、事務所部分は、農業振興地域内の農用地除外となり第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査委員

3番の申請地は、東側は道路、南側は農地、西側は農地、北側は宅地となっております。雨水排水は水路へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

（「はい」という発声）

議長

15番委員。

15番委員

広域農道沿には、どのような建物だと建築できるのですか。

議長

事務局。説明を求めます。

事務局

本来広域農道沿には原則として農業用施設以外は建てられません。

議長

今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

15番委員

了解しました。

議長

他に、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

議長

第3号議案、非農地証明願についての1番を上程します。

18番委員が議事参与の制限に該当しますので退室をおねがいします。

(退室を確認)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願の1番について、申請人は大正12年月日不詳頃より宅地として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地は、東側、南側は宅地、西側は水路を挟んで宅地、北側は農地となっており、物置を見ると築20年以上経過しており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。

議長

1 8 番委員に入室されるよう通知して下さい。

(入室確認後)

議長

1 8 番委員に報告いたします。

1 番については許可することに決定しました。

議長

2 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2 番について、申請人は平成 2 年 8 月 2 8 日頃から駐車場用地として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の東側は雑種地、南側、西側、北側は宅地になっており、現状を見ると非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2 番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、2 番は非農地証明書を交付することに決定します。

3 番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

3 番について、申請人は昭和 5 8 年月日不詳頃より宅地として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側、東側は道路、西側は宅地、南側は赤道を挟んで農地となっており、事務所を見ると築 2 0 年以上経過しており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、3番は非農地証明書を交付することに決定します。

第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	3件	8筆	5,599 m ²
----------	----	----	----------------------

耕作権の再設定	12件	20筆	17,354 m ²
---------	-----	-----	-----------------------

合 計	15件	28筆	22,953 m ²
-----	-----	-----	-----------------------

次に農業経営基盤強化促進法による所有権移転については6ページのとおりです。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議がないようですので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

農地法第18条の合意解約、農業用施設届については7、8ページに記載のとおりですので報告します。

これで第36回島原市農業委員会総会を閉会します。